

【用語】積穀—穀物をたくわえること 五穀—人が常食とする穀類

社日—春分・秋分に最も近い戌の日のこと 小前—一般の本百姓 主意—主君の意志 窮民—困窮する農民 露命—露のようにはかない命 五穀の冥加—五穀のおかげ、たすけ 加護—神仏が力を加えて護ること 産神—産土神、氏神、鎮守の神 冥慮—人の目に見えない神仏の心 荒増—あらまし、ここでは一部始終 日待—近所の者が集まり、寝ずに日の出を待つて拝むこと 執法—ここでは社倉制度

【解説】社倉とは、飢饉の対策あるいは生活に行き詰まつた人々への貸与を目的として、穀物を農民から供出させて蓄えておく貯蔵倉やその運用制度のことである。これは山崎闇斎の「朱子社倉法」によつて関心が高まり、明暦元年（一六五五）に会津藩の保科正之が実施したのが最初とされ、岡山・広島・松代藩など各地で定められた。前橋藩でも酒井忠挙の時、すなわち貞享二年（一六八五）関東の諸藩に先がけて社倉法を制定した。規定によると領民一人が麦五合ずつ、麦のとれない所では一七文、または糲を毎年五月末までに納め、それを翌年の三月あるいは四月に貸し出すというしくみであった。

この文書は、寛政十年（一七九八）六月、川越藩前橋郡奉行所が布告したものである。すでに川越藩は寛政二年に幕府の政策にそつて社倉制度を発足させていた。この制度の目的は、平生から蓄えていた糲などを飢餓の際に困窮した農民に配布することであり、また春先に食糧が不足した際には農民に貸与し、貧しい人々の生活を守ることにあつた。しかし、社倉制度はあまり進展しなかつたらしく、再び今回の布告がなされたのである。さらに天保五年（一八三四）にも藩当局は、この制度の再興に取り組んだ。なお、天保十三年、勢多郡上泉村（前橋市）では、村民一年分にあたる食糧を七〇年間にわたつて備蓄する計画を立てている。